

法人税関係について

法人税に関しては、多くの改正が実施されますが、今回はそのうち特に留意が必要なものにつき記載させていただきます。

特定資産を買換えた場合の圧縮記帳についての一部見直し

- 適用期間が令和5年3月31日から3年間延長されます。
- 適用要件が以下のように見直されます。(令和5年4月1日適用開始)

- 01 既成市街地等の内から外への買換えが適用対象から除外
- 02 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、一定の区域内にある資産を譲渡資産の対象から除外
- 03 長期所有の土地建物等から国内の土地建物等への買換えについて、繰延割合の変更
- 04 船舶の買換えについて、対象資産の要件の見直し

- 届出書の提出が新たに適用要件に追加されます。(令和6年4月1日適用開始)

記載内容 本特例の適用を受ける旨／適用を受けようとする措置の別／取得または譲渡予定資産の種類など

提出期限 譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する*3月期間末日の翌日以後2月以内 ※その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間

例

3月決算法人が令和6年4月30日に譲渡資産を譲渡し、令和6年7月31日に買換資産を取得した場合

令和6年8月31日までに届出書の提出が必要

- 01 譲渡資産の譲渡日と買換資産の取得日のいずれか早い日 ▶ 令和6年4月30日
- 02 令和6年4月30日の属する3月期間 ▶ 令和6年4月1日から6月30日
- 03 3月期間末日の翌日以後2月以内 ▶ 令和6年7月1日から8月31日

中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制の見直し

中小企業経営強化税制

対象資産から「コインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの」が除外されます。

中小企業投資促進税制

対象資産から「コインランドリー業の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの」が除外されます。

暗号資産の評価方法についての見直し

以下の要件を満たす暗号資産については例外的に期末時価評価の対象から除外されるよう、改正が行われます。

- 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの
- 暗号資産の発行の時から継続して所定の方法により譲渡制限が行われているもの



オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業の株式を取得した場合、その投資額の25%相当額を損金算入できる制度として、令和2年度税制改正において新設された制度です。今回の改正ではこの制度に以下の改正が行われます。(抜粋)

- 特定株式の取得要件について、発行法人以外の者からの購入により取得した株式も議決権の過半数を取得する場合には適用対象に追加
- 取得株式について、対象となる投資金額の上限を現行の100億円から50億円へ引き下げる
- 既に議決権の過半数の株式を保有しているスタートアップ企業に対する出資を適用対象から除外

株式交付税制の見直し

株式交付税制とは、株式交付(株式会社が他の株式会社を子会社とするために対象会社の株式を譲り受け、譲渡人に対して買収会社株式を交付すること)によりその有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合、その譲渡した株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べる制度となっています。この税制に対して、令和5年10月1日以後に行われる株式交付について、その対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社に該当する場合は除外されます。

その他の改正項目

以下の税制については所定の見直しを行った上でその適用期限の延長が行われています。

- 研究開発税制の見直し(延長)
- デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の縮減
- 医療用機械等の特別償却制度(延長)

今回の税制改正では新たな税制の新設などで目立つものはありませんが、各税制について細かな改正が多く行われています。「特定資産を買換えた場合の圧縮記帳」における届出書の提出要件など、適用にあたって事前に適用要件について十分な検討が必要になるものも含まれております。適用をお考えの方は、事前に弊所担当者へご質問、ご相談いただきますようお願い申し上げます。